

令和7年度観音寺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度観音寺市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,023,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年3月3日提出

観音寺市長 佐伯明浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	繰入金	655,595	△49,659	605,936
	1 他会計繰入金	655,595	△49,659	605,936
12	市債	0	60,000	60,000
	1 財政安定化基金貸付金	0	60,000	60,000
	歳 入 合 計	7,013,362	10,341	7,023,703

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	予備費	10,008	10,341	20,349
	1 予備費	10,008	10,341	20,349
	歳 出 合 計	7,013,362	10,341	7,023,703

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	60,000	普通貸借又は 証券発行	無利子	借入先の貸付条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。